

第 4 期沖縄県食品の安全安心推進計画 令和 6 年度施策実施状況報告

令和 7 年 6 月
沖縄県食品の安全安心推進本部会議

第4期沖縄県食品の安全安心推進計画令和6年度施策実施状況概要

1 はじめに

沖縄県では、平成19年度に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を施行し、食品の安全安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から「沖縄県食品の安全安心推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定しています。

第4期推進計画では、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、2つの施策目標を掲げ、6つの施策のもとに48項目の目標を定めて、個別の取り組みを実施しています。

また、各年度の数値目標は可能な限り設定し、同計画の実施状況の把握の目安としました。

2 推進計画の実施状況

推進計画の実施状況を、2つの施策目標ごとに次ページ以降に整理しました。

推進計画では、施策目標Ⅰ安全安心な食品の確保（施策1、施策2、施策3）で40項目、目標Ⅱ食品に対する安心感の提供（施策4、施策5、施策6）で8項目、合計48の施策項目を設定しています。

（1）令和6年度施策項目の実施状況

数値目標が設定された40項目の実施状況を、下記の5つの区分により把握し、その集計結果は表1のとおりとなっています。

区分	基準※
A	目標値に対して、100%以上
B	目標値に対して、90%以上
C	目標値に対して、60%以上 90%未満
D	目標値に対して、60%未満
E	目標値に対して、0%

※目標数値に休廃止の施設等を含む場合は、当該休廃止施設等を除いたものを母数とする。

実施状況が「A」の項目は38項目、「B」の項目は1項目、「C」の項目は1項目、「D」及び、「E」の項目はありませんでした。

令和6年度については、数値目標達成率が9割を超えており、概ね良好な実施状況となっています。

表1 令和6年度 施策の実施状況

施 策	施 策 項目数	実施状況(項目数)内訳										
		A		B		C		D		E		
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	
目標Ⅰ 安全安心な食品の確保												
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保		15	13	86	1	7	1	7	0	0	0	0
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保		15	15	100	0	0	0	0	0	0	0	0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実		5	5	100	0	0	0	0	0	0	0	0
目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供												
施策4 食品の安全性に関する理解促進		4	4	100	0	0	0	0	0	0	0	0
施策5 安全安心な県産食品の推奨		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進		1	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		40	38	95	1	2.5	1	2.5	0	0	0	0
令和5年度実施状況(参考)		40	37	92	1	3	2	5	0	0	0	0

令和6年度施策実施状況一覧表

施 策 項 目	単位 /年	目標値						R6	担当課	頁数	
		R2	R3	R4	R5	R6					
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施 状況				
施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保											
施策１ 生産・出荷段階における安全安心の確保											
基本施策（１）安全な農作物の提供の推進											
ア 生産現場における農薬の適正使用											
1	農薬販売店に対する立入検査件数	件	80	101	106	108	101	A	100	営農支援課	6
2	農薬適正使用講習会の開催回数	回	12	5	11	17	12	A	10	営農支援課	6
イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取組み											
3	国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	人	5	5	5	5	5	A	5	営農支援課	6
4	エコファーマー認定人数（累計）	人	988	999	1,064	1,079	1,120	A	1,020	営農支援課	6
5	特別栽培農産物認証件数	件	840	879	903	927	946	C	1,391	営農支援課	7
ウ 残留農薬検査等の実施											
6	流通農産物の残留農薬検査（検査実施予定数の達成率）	%	99	102	67	110	100	A	100	業務生活衛生課	7
基本施策（２）安全な畜産物・水産物の提供の推進											
ア TSE（BSE）対策の推進											
7	TSEスクリーニング検査頭数	頭	5	4	8	6	7	－	随時	業務生活衛生課	8
イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進											
8	と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	回	6	7	8	8	8	A	8	業務生活衛生課	8
9	と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率）	%	121	94	88	100	107	A	100	業務生活衛生課	8
10	食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）	%	129	104	103	100	100	A	100	業務生活衛生課	8
ウ 鶏卵衛生管理体制の整備											
11	養鶏場のサルモネラ検査数	検体	165	176	164	148	144	－	随時	畜産課	9
エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施											
12	動物用医薬品使用実態調査の実施回数	回	38	45	61	48	47	A	1	畜産課	9
13	飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	件	24	13	62	56	83	A	25	畜産課	9
14	畜・水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）	%	100	100	99	102	97	B	100	業務生活衛生課	9
オ 水産用医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施											
15	養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	%	100	100	100	100	100	A	100	水産課	10
16	水産用医薬品使用実態調査の実施回数	回	1	1	1	1	1	A	1	水産課	10
カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化											
17	家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議の開催回数	回	5	6	32	37	18	A	4	畜産課	11

施 策 項 目	単位 /年								目標値	担当課	頁数
		R2	R3	R4	R5	R6		R6			
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施 状況				
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保											
基本施策（3）食品の製造・調理・販売段階における安全確保											
ア 食品関連事業者に対する監視指導											
18	食品施設監視指導回数（監視指導実施予定数の達成率）	%	67	83	83	125	117	A	100	業務生活衛生課	11
イ 食品関連事業者の自主管理の促進											
19	食中毒予防のための講習会開催回数	回	145	88	161	217	272	A	250	業務生活衛生課	11
20	食品衛生責任者養成講習会開催回数	回	37	37	38	38	46	A	12	業務生活衛生課	11
21	HACCPに関する講習会開催回数	回	5	5	2	41	44	A	5	業務生活衛生課	12
22	食品関連事業者団体による巡回指導件数	件	2,262	789	2,910	4,469	4,660	A	4,600	業務生活衛生課	12
ウ 食品収去検査の実施											
23	食品の収去検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）	%	94	100	106	118	102	A	100	業務生活衛生課	12
エ 流通食品の放射性物質検査の実施											
24	流通食品の放射性物質検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）	%	80	100	100	100	100	A	100	業務生活衛生課	12
オ 学校給食の安全性の確保											
25	定期点検を実施する学校給食施設数	施設	128	128	※124	※121	※121	A	※121	保健体育課	13
26	学校給食関係者に対する研修会の開催回数	回	0	5	5	5	5	A	5	保健体育課	13
※当初の目標値は128だが給食施設が統廃合で減少し、121となったため母数は121で実績値から区分Aとした。											
基本施策（4）食品表示の適正化の推進											
ア 各法律に基づく監視指導の充実											
27	食品表示法に関する巡回調査・点検件数	件	4,461	4,030	12,438	20,537	28,274	A	18,300	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課	13
28	健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査件数	件	230	260	308	314	302	A	300	健康長寿課	13
29	景品表示法に関する相談及び表示指導件数	件	25	48	26	23	32	—	随時	生活安全安心課	14
30	景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	回	1	1	2	2	2	A	2	生活安全安心課	14
イ 適正な食品表示の促進											
31	食品表示法等に関する表示講習会開催回数	回	2	3	6	8	10	A	5	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課	15
32	景品表示法に関する表示講習会開催回数	回	0	1	1	5	5	A	3	生活安全安心課	15
33	医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会開催回数	回	1	1	1	1	5	A	1	業務生活衛生課	15
基本施策（5）輸入食品の安全対策の強化											
ア 検疫所と連携した監視体制の充実（数値目標なし）											
34	検疫所と連携した検査体制の充実	回	0	0	0	0	1	—	随時	業務生活衛生課	15

施 策 項 目	単位 /年							目標値	担当課	頁数	
		R2	R3	R4	R5	R6		R6			
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施 状況				
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実											
基本施策（6）食品の安全に関する調査・研究の推進											
ア 農薬の使用量低減のための研究の推進											
35	化学合成農薬低減に向けた試験項目	課題	4	4	4	2	2	A	2	営農支援課	16
イ 食中毒についての調査研究											
36	食中毒汚染実態調査検体数	% (検体)	0	100	0	139	176	A	100	業務生活衛生課	16
ウ 食品検査施設における信頼性の確保											
37	内部点検の実施設数	施設	8	8	8	8	8	A	8	業務生活衛生課	16
38	精度管理（微生物・理化学）の実施回数	回	0	1	1	2	2	A	2	業務生活衛生課	16
39	外部精度管理調査への参加施設数	施設	3	3	3	3	3	A	2	業務生活衛生課	16
基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化											
ア 緊急時の関係各課の連携の推進（数値目標なし）											
40	緊急時の関係各課の連携の推進	回	2	1	1	1	2	—	随時	業務生活衛生課	17

施 策 項 目	単位 /年							目標値	担当課	頁数	
		R2	R3	R4	R5	R6		R6			
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施 状況				
施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供											
施策４ 食品の安全性に対する理解促進											
基本施策（８）安全安心な食品に関する知識の普及啓発											
ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発											
41	消費者への啓発のための講座実施回数	回	6	5	3	17	10	A	5	生活安全安心課	17
42	食中毒予防イベント開催	回	4	4	4	6	6	A	5	薬務生活衛生課	18
イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進											
43	給食だよりの発行数	回	11	11	11	11	11	A	11	保健体育課	18
ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応											
44	学校給食アレルギー献立表の発行数	回	11	11	11	11	11	A	11	保健体育課	18

施策5 安全安心な県産食品の推奨											
基本施策（9）優良な県産食品の推奨											
ア 優良県産品の推奨											
45	優良県産品の宣伝・普及啓発	回	9	8	9	10	14	—	随時	グローバルマーケティング戦略課	19

施策６ 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進											
基本施策（１０）食品に関する正しい情報の提供											
ア 迅速な情報提供の推進											
46	食品の安全安心に関する情報の発信	回	54	23	12	10	9	—	随時	薬務生活衛生課	19
47	食中毒関連情報の発信数	回	5	7	8	10	7	—	随時	薬務生活衛生課	19
基本施策（１１）意見交換会の充実											
ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催											
48	食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	回	1	1	1	1	1	A	1	薬務生活衛生課	20

3 各施策項目の取り組み内容

目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策（1）安全な農作物の提供の推進

ア 生産現場における農薬の適正使用

安全で安心な農作物を供給するためには、農作物の生産段階で使用される農薬の適正な使用が重要です。沖縄県は、販売者が適正に生産者へ販売、指導できるよう農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施しています。また、生産農家等を対象に、農薬適正使用講習会を開催しています。令和6年度は、農薬販売店101店舗に対して立入調査を実施し、うち4店舗にて是正指導を行いました。また、農家等の農薬使用者に対し農薬の適正使用を推進する目的で、農薬危害防止講習会を3回、農薬の適正使用講習会を7回、農業管理指導士養成研修会を2回の計12回の講習会を実施しました。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
① 農薬販売店に対する立入検査件数	(件/年)	80	101	106	108	101	A	100
② 農薬適正使用講習会の開催回数	(回/年)	12	5	11	17	12	A	10

イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み

県制度であるエコファーマー認定、特別栽培農産物出荷認証により農業生産における化学肥料・化学農薬の使用を減らし、人だけでなく環境にも優しい栽培技術と、より安全安心な農作物の安定供給を推進するため適切な生産工程を記録、管理するための手法であるGAP（農業生産工程管理）を普及します。令和6年度は、エコファーマー認定1,120名、特別栽培農産物認証946件、GAP導入のモデル農場を5地区5箇所設置し、人と環境に優しい農業技術普及を推進しました。

令和6年度は、生産者に対して制度の周知や栽培技術の普及に関する説明会や勉強会・イベント等を実施しました。また、生産部会単位での勉強会を継続実施しており、栽培技術の向上には繋がりに認証取得していますが、多数の認証取得まで至らず目標を達成できませんでした。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
③国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	(人)	24	5	5	5	5	A	5
④エコファーマー認定人数（累計）	(人)	988	999	1,064	1,079	1,120	A	1,020

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑤ 特別栽培農産物認証件数（累計）	（件）	840	879	903	927	946	C	1,391

◎エコファーマー認定（営農支援課）

化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式を普及啓発し、この生産方式に取り組んでいる農業者を「エコファーマー」として認定を行っています。

◎特別栽培農産物認証（営農支援課）

県慣行基準と比較して化学肥料、化学合成農薬を5割低減して生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証を行っています。



ウ 残留農薬検査等の実施

中央卸売市場や販売店から収去した農産物について残留農薬検査を実施し、検査結果については生産者へフィードバックし、農薬の適正使用を推進しています。令和6年度は、県産農産物5品目15検体（ゴーヤ5検体、エンサイ2検体、パイナップル3検体、シークワーサー3検体、ヘチマ2検体）について検査を実施しました。

残留農薬検査は、令和3年度から、食品衛生法に定める試験方法に基づいた規格基準検査に加え、食品衛生法で定められた採取量よりも少ない量で検査を行うスクリーニング検査を実施しており、検出値は参考値として生産者の指導を行っています。スクリーニング検査において、4品目6検体から農薬が検出され、そのうち2品目2検体で残留農薬基準値超過、2品目3検体で農薬取締法違反が疑われました。基準値超過検体については、管轄保健所が販売者に対し店頭での販売自粛の指導を、農薬取締法違反疑い検体については、営農支援課から原因調査及び生産者に対し指導を行いました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑥ 流通農産物の残留農薬検査（検査実施予定数の達成率）	（%/年）	99	102	67	110	100	A	100

基本施策（２）安全な畜産物・水産物の提供の推進

ア TSE（BSE）対策の推進

牛や山羊について、TSE（BSE）に感染していないかどうかを確認するため、TSE（BSE）スクリーニング検査を実施します。牛については、生後24ヶ月齢以上で、運動障害などの神経症状や全身症状を呈し、BSEを疑うものについて検査を行います。山羊については、月齢にかかわらず削瘦、被毛粗剛、運動失調などの臨床症状を呈し、TSE（BSE）を疑うものについて検査を行います。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑦ TSEスクリーニング検査頭数	(頭/年)	5	4	8	6	7	—	随時

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進

食肉・食鳥肉の安全性確保におけると畜場・食鳥処理場の衛生管理の取り組みを推進するため、と畜場及び食鳥処理場の職員に対して、「と畜場及び食鳥処理場での衛生管理」、「HACCP」、「食肉食鳥肉に由来する食中毒」等について衛生講習会を実施します。また、と畜場・食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進させるために監視指導を実施します。

令和6年度は、と畜場、食鳥処理場両施設とも計画通りに講習会の開催や監視を行うことができました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑧ と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	(回/年)	6	7	8	8	8	A	8
⑨ と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率）	(%/年)	121	94	88	100	107	A	100
⑩ 食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）	(%/年)	129	104	103	100	100	A	100



◎と畜場の監視（薬務生活衛生課）

稼働していると畜場5施設について、標準監視回数60回のうち60回監視指導を行い、衛生管理の記録検査を64回実施しました。また、と畜場においてと体等の拭き取り検査を実施し（93回）、と畜場職員への衛生教育や指導を実施しました。

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備（新規施策）

令和 6 年度は安全な畜産物の供給体制を推進するため、養鶏場の鶏舎内拭き取り検査を実施し、サルモネラに係るモニタリング検査を 144 検体に対し実施しました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑪ 養鶏場のサルモネラ検査数（検体／年）	（検体／年）	165	176	164	148	144	—	随時



エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施

動物用医薬品が適正に販売・使用され、安全な畜産物が生産されるよう、動物用医薬品販売業者、診療施設及び生産者を対象に、令和 6 年度は計 47 件への立入検査を行い、動物用医薬品の休業期間や用法・用量の遵守について、適正な使用及び販売の指導を行いました。【畜産課】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び B S E 発生防止のための飼料に関するガイドラインの遵守を推進するため、飼料の製造、輸入及び販売業者に対して令和 6 年度は 83 件について立入検査、巡回指導を行い、不適正事例は見られませんでした。【畜産課】

県内で製造または販売される畜水産食品の安全性確保のため、牛 8 検体、豚 108 検体、山羊 2 検体、鶏 20 検体、乳 1 検体、マグロ 3 検体、スギ 1 検体、はちみつ 1 検体、鶏卵 10 検体について残留動物用医薬品等の検査を実施し、全ての検体において結果は陰性または残留基準値未満でした。食肉衛生検査所において、産休・育休取得職員が一時的に重なり、検体数を調整するなどの対応により検査体制を維持しましたが、目標とする検体数には達しませんでした。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑫ 動物用医薬品の使用実態調査の実施回数	（件／年）	38	45	61	48	47	A	1
⑬ 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	（件／年）	24	13	62	56	83	A	25
⑭ 畜水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）	（％／年）	100	100	99	102	97	B	100

オ 水産用医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施

養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対して巡回指導を行いました。また、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行い、その結果、適正に使用していることが確認できました。【水産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑮ 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	(%/年)	100	100	100	100	100	A	100
⑯ 水産用医薬品使用実態調査の実施回数	(回/年)	1	1	1	1	1	A	1

◎養殖経営体数に対する指導（水産課）

県内で給餌養殖（魚類、クルマエビ、ウナギ、スッポン）を行っている全 57 経営体に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について、巡回指導を行いました。



各経営体へ配布した冊子



◎水産用医薬品使用実態調査の実施回数（水産課）

給餌養殖経営体（魚類、クルマエビ、スッポン）に水産用医薬品の使用実態調査を行ったところ、適正に使用していることが確認できました。また、この調査をとおり、養殖業者に水産用医薬品の適正使用の意識を高めることができました。

カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化

関係機関と連携を図り、家畜伝染病が発生した場合における危機管理体制を構築するとともに、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心な情報を提供します。令和 6 年度は、高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合を想定し、防疫体制や関係機関の役割等を事前に確認する防疫演習を開催しました（市町村、県警、畜産関係機関など参集）。また、農林水産部内に特定家畜伝染病危機管理対策会議を設置し、連絡体制等の情報を共有しました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑰ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議の開催回数	(回/年)	5	6	32	37	18	A	4

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策（3）食品の製造・調理・販売段階における安全確保

沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき食品関連事業者への監視指導や流通食品の収去検査を行い、施設の衛生確保や流通食品の安全性を確認しています。また、学校給食施設においては、施設の点検や関係者に対する研修会を通して衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を提供しています。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

沖縄県食品監視指導計画に基づき、食品の製造・販売の実態や過去の食中毒発生状況等を考慮して、立入検査回数を定めて、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。令和6年度は、6,363回の計画数のうち7,432回の監視指導を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑱ 食品施設監視指導回数 (監視指導実施予定数の達成率)	(%/年)	67	83	84	125	117	A	100

イ 食品関連事業者の自主管理の促進

国際標準の衛生管理手法である HACCP に関する講習会や、食中毒予防のための衛生講習会を開催し、食品関連事業者に対して施設の衛生管理や従事者教育の方法、自主検査の実施など、自主的な衛生管理体制の向上が図られるように指導や助言を行います。

令和6年度は、食品衛生講習会を272回開催し、延べ7,412名の食品関連事業者に対して食中毒予防の普及啓発を行いました。また、食品衛生責任者養成講習会や実務講習会を開催し、HACCPの制度化等に関する講義を行い、HACCPに沿った衛生管理の促進に努めました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑲ 食中毒予防のための講習会開催回数	(回/年)	145	88	161	217	272	A	250
⑳ 食品衛生責任者養成講習会開催回数	(回/年)	20	37	38	38	46	A	12

㉑ HACCP に関する講習 会開催回数	(回/年)	5	5	2	41	44	A	5
㉒ 食品関連事業者団体 による巡回指導件数	(件/年)	2,262	789	2,910	4,469	4,660	A	4,600

ウ 食品収去検査の実施

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉓ 食品の収去検査検体数 (検査実施予定検体数の 達成率)	(%/年)	94	126	106	118	102	A	100

◎食品の収去検査（薬務生活衛生課）



沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造又は販売される流通食品の収去検査を実施し不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。

令和 6 年度は、1,037 検体の検査を県内 3 保健所(中部、宮古、八重山)、衛生環境研究所、食肉衛生検査所において実施しました。

食品衛生法違反を確認した 1 件については、製造所等の監視指導を行い、衛生管理の徹底と製造工程における改善策を講じさせ、不正食品を排除し、流通食品の安全を確保しました。

エ 流通食品の放射性物質検査の実施

平成 23 年の東日本大震災による原子力発電所事故により、一部の食品から放射性物質が検出され、出荷制限が行われるなど全国的に放射性物質汚染問題が起こったことから、県では平成 24 年度から、主に県外で製造された流通食品の放射性セシウムの検査を実施しています。

令和 6 年度は、検査を実施した食品全てについて放射性セシウムは検出されませんでした。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉔ 流通食品の放射性物質 検査検体数	(検体/年)	80	100	100	100	100	A	100

オ 学校給食の安全性の確保

学校給食調理施設及び給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理の徹底を図るよう指導しています。令和 6 年度は、全 121（昨年度より統廃合で 3 施設減）施設の調理場の点検を行いました。学

校給食調理施設については、学校給食衛生管理基準に基づき点検項目に沿ってチェックを行い、給食用食品については、微生物検査を実施しました。定期点検を行うことで、調理場内の衛生状況を把握することができ、施設設備の改善や作業工程・動線等の見直しにつなげることができました。

学校給食関係者に対する研修会については、学校給食における衛生管理、ノロウイルス及び異物混入防止の対策等について説明し、衛生管理の徹底について周知しました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊵ 定期点検を実施する学校給食施設数	(施設/年)	128	128	※124	※121	※121	A	※121
㊶ 学校給食関係者に対する研修会の開催回数	(回/年)	0	5	5	5	5	A	5

※当初の目標値は128だが給食施設が統廃合で減少し、121となったため母数は121で実績値から区分Aとした。



基本施策（４）食品表示の適正化の推進

食品衛生法・ＪＡＳ法、健康増進法の食品表示の規定を統合した「食品表示法」が平成27年に施行されたことから、食品関連事業者に対して巡回指導や講習会を開催し、食品表示法に基づく新たな表示制度について情報提供を行っています。また、関係課が合同で監視指導を行い連携を図ると共に講習会を開催して、食品関連事業者への法令の遵守及び周知を図っています。

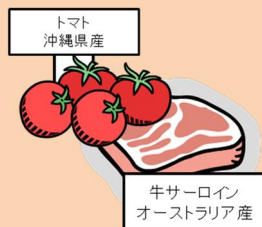
ア 食品関連事業者に対する監視指導

【薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊷ 食品表示法に関する巡回調査・点検件数	(件/年)	4,461	4,030	12,438	20,537	28,274	A	18,300
㊸ 健康増進法の誇大表示に係る巡回調査件数	(件/年)	230	260	308	314	302	A	300

㊹ 景品表示法に関する相談及び表示指導件数	(件/年)	25	48	26	23	32	—	随時
㊺ 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	(回/年)	1	1	2	2	2	A	2

◎食品表示法に関する巡回調査・点検（薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課）



食品表示法に基づく食品表示の普及啓発及び適正化を図るため、食品製造・加工業者、食品販売業者等の巡回調査を3課で実施しています。令和6年度は、流通・加工推進課では、品質事項に基づく表示適正化の指導のため、県内小売店舗等に巡回指導を実施し、25,009品目を調査しました。利用者の多い大型スーパー、公設市場等や小規模な小売店舗を中心に巡回・指導することで、食品表示の未表示率の改善に繋がっています。健康長寿課所管の保健事項については、各保健所が空港、お土産品店、スーパーマーケット等において、食品表示法に係る表示の巡回指導を302品実施しました。また、薬務生活衛生課所管の衛生事項については、各保健所が、食品表示月間や夏期年末一斉取締り期間等に、2,963品目について食品表示の点検、指導を実施しました。

◎健康増進法の誇大表示に関する巡回指導（健康長寿課）



健康増進法に基づく表示適正化の指導を強化するため、保健所職員が食品製造加工業者、食品販売業者等が製造販売する健康食品・加工食品等を対象とした調査指導を道の駅、空港、スーパーマーケットやお土産品店等において実施しています。巡回調査の実施により、事業者への指導と併せて誇大表示の禁止について普及啓発を図ることができました。

◎景品表示法に関する相談及び表示指導（生活安全安心課）

◎景品表示法に基づく観光土産品の表示指導（生活安全安心課）

事業者の商品・役務に関する表示の適正化を図る目的とし、商品・役務に関する事業者からの相談に応じ、商品パッケージ等に使用する文言等の助言を行いました。

景品表示法に基づく観光土産品の表示適正化の指導を強化し、「優良県産品表示審査会」等において、同審査会に出品された土産品等の指導・確認を行っています。

イ 適正な食品表示の促進

食品表示法が施行されたことに伴いそれまで個々の法律ごとで実施していた表示に関する講習会を担当課4課合同で、食品関連事業者等への新たな表示制度の適正な普及開発を行う目的で講習会を実施しています。令和6年度は県主催講習会を5回、他機関から依頼を受けた講習会5回の計10回

の講習会を実施し、適正な食品表示の促進に努めました。

【薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊸ 食品表示法等に関する表示講習会開催回数	(回/年)	2	5	6	8	10	A	5
㊹ 景品表示法に関する表示講習会開催回数	(回/年)	0	1	1	5	5	A	3
㊺ 医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会開催回数	(回/年)	1	1	1	5	5	A	1

基本施策（５）輸入食品の安全対策の強化

ア 検疫所と連携した監視体制の充実【数値目標なし】

輸入食品の違反事例やその他照会事項等があった場合に必要に応じて、各関係機関と連携し意見交換を開催しております。令和６年度は、検疫所と那覇市保健所をまじえて意見交換会を開催し、違反事例・リコール製品に関する輸入者指導内容等の情報共有や輸入届出制度の周知活動等について意見交換を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊻ 検疫所と連携した監視体制の充実	(回/年)	0	0	0	0	1	—	随時

施策３ 食品の安全性確保のための体制の充実

基本施策（６）食品の安全に関する調査・研究の推進

県産農産物栽培における化学農薬や化学肥料低減のための試験研究や、流通食品の食中毒菌汚染実態調査等を行い、食品の安全性に関する研究や実態把握に努めています。また、食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努めています。

ア 農薬の使用量低減のための研究の推進

化学農薬を使用しない病虫害防除技術の開発のため、県産農産物栽培において天敵生物を利用した防除試験を実施しています。令和６年度は、オクラの２種害虫に対する土着天敵を活用した防除技術の検証、オクラのうどんこ病に対する紫外線照射（UV-B）による防除効果の検証を行い、化学合成農薬の使用量低減に有効でした。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊸ 化学合成農薬低減に向けた試験項目	(課題/年)	4	4	4	2	2	A	2

イ 食中毒についての調査研究

令和6年度沖縄県食品中の食中毒菌汚染実態調査実施要領を策定し、要領に基づき実施しました。令和6年度は、県内弁当製造施設を対象に80検体の検査（一般細菌、大腸菌（大腸菌群）、黄色ブドウ球菌）実施を計画しました。計画に対し、141検体（176%）の収去検査を実施し、検査の結果、要改善が必要な施設が2施設2検体あったため改善指導を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊹ 食中毒菌汚染実態調査検体数（調査実施予定検体数の達成率）	(%/年)	0	100	0	139	176	A	100

ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保

県の食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努める必要があります。検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の管理業務が重要であるため、その適性管理状況を確認するための内部点検を行っています。県内5保健所、衛生環境研究所、2食肉衛生検査所にて内部点検を行い、試験室の管理や記録簿の不備等があった施設に対しては、改善指示を行い、適正管理の確保を図っています。

また、検査員の検査技術水準を確保するため、検査業務を行う検査施設においては年2回の内部精度管理により検査精度の評価を行っています。衛生環境研究所、中部保健所及び中央食肉衛生検査所においては、全国規模の外部精度管理に参加しています。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊺ 内部点検の実施施設数	(施設/年)	8	8	8	8	8	A	8
㊻ 精度管理（微生物・理化学）の実施回数	(回/年)	0	1	1	2	2	A	2
㊼ 外部精度管理調査への参加施設数	(施設/年)	2	3	3	3	3	A	2

基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化

ア 緊急時の関係各課の連携の推進（数値目標なし）

緊急事態が発生し、全庁的に対応する必要がある場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会議を臨時開催し、迅速な対応を行います。

令和6年度は、食品の安全安心に係る全庁的な危機管理対応が必要となる緊急事態は発生していないため、緊急時の召集は行っていないが、令和5年度の関係部局の施策実施状況の把握のため「第1回沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催しました。また、令和7年度から開始する第5期推進計画策定のための最終案の審議について、第2回同本部会議を開催しました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊹ 緊急時の関係各課の連携の推進	(回/年)	2	1	1	1	2	—	随時



◎令和6年度沖縄県食品の安全安心推進計画開催（薬務生活衛生課）

第1回では、第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度の実施状況報告を行い、第2回では、第5期推進計画の最終案の審議を行いました。

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

施策4 食品の安全性に対する理解促進

基本施策（8）安全安心な食品に関する知識の普及啓発

ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発

消費者が、食中毒予防をはじめ、食品に関する正しい知識を身につけ、自らの判断で安全な食品を選択できる目を養うことが求められることから、消費者を対象とした普及啓発活動を行います。

令和6年度は、消費者教育コーディネート事業の中でエシカル消費に関する講座を10件実施しました。【生活安全安心課】

8月の食品（食肉）衛生月間中、県立図書館にて食中毒予防の展示の他、簡易細菌検査セット及びエコバックを配布しました。また、各保健所においても、大型スーパーマーケット、市役所にてパンフレット配布や手洗い講習会など食品衛生思想の普及啓発活動を行いました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊹ 消費者への啓発のための講座実施回数	(回/年)	6	5	3	17	10	A	5

④② 食中毒予防イベント回数	(回/年)	4	4	4	6	6	A	5
----------------	-------	---	---	---	---	---	---	---



◎食中毒予防イベント開催（薬務生活衛生課）

銀行や保健所にて食品衛生に関するパネル展示や普及啓発パンフレット等の配布を行うとともに、新聞やテレビ等による広報活動により食品衛生思想の普及啓発を行いました。

イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進

学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心の確保について、情報提供、普及啓発を促進しています。令和6年度は、月1回（夏休みを除く）学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心確保について、情報提供、普及啓発の推進に努めました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
④③ 給食だよりの発行数	(回/年)	11	11	11	11	11	A	11

ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校給食アレルギー献立表（詳細な献立表）を月1回（夏休みを除く）事前に学校・家庭に発行することで、学校と家庭が給食食材の情報を共有することができ、食物アレルギーを有する児童生徒の誤食による事故を防止することができました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
④④ 学校給食アレルギー献立表の発行数	(回/年)	11	11	11	11	11	A	11

施策5 安全安心な県産食品の推奨

基本施策（9）優良な県産食品の推奨

ア 優良県産品の推奨【グローバルマーケット戦略課】

優良県産品の宣伝、普及啓発を図ります。

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
④⑤ 優良県産品の宣伝・普及啓発	(回/年)	9	9	9	10	14	—	随時

◎優良県産品の展示・宣伝（グローバルマーケット戦略課）

令和6年度の推奨件数は39点でした。展示・宣伝・販売会については、県庁内、沖縄産業まつり内展示、花と食のフェスティバル、沖縄宝島ぽっぽ町田店、沖縄宝島浦添パルコシティ店、アース製薬社内、タウンプラザかねひで、イオンモールライカム、コープ沖縄宅配による販売など、14回行いました。



施策6 食品の安全性に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策（10）食品に対する正しい情報の提供

食品に関する苦情や相談のあった食品への簡易検査の実施や、食品による健康被害の拡大防止と再発防止を図るため、必要に応じて食中毒に関する情報を公表し、食品に関する正しい情報の提供を行います。

ア 迅速な情報提供の推進【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
④⑥ 食品の安全安心に関する情報の発信	(回/年)	54	23	12	10	9	—	随時
④⑦ 食中毒関連情報の発信	(回/年)	5	7	8	10	7	—	随時



◎食品の安全安心に関する情報の発信（薬務生活衛生課）

ホームページにおいて、食品衛生及びの安全性に関する情報を随時更新しています。食中毒の発生状況、食品中の放射性物質モニタリング検査結果その他各種取り組みの情報等を計9回掲載しました。また、食品衛生法に基づく処分を行った内容等について7件の公表を行いました。公表に際しては、県民への注意喚起についても併せて情報発信を行いました。

基本施策（１１）意見交換会の充実

食品の安全性への理解を深め、食品への安心感を定着させるため、行政と食品関連事業者や消費者との情報・意見交換の場を設け、リスクコミュニケーションの促進を図ります。

ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催

令和６年度は、食品安全委員会と共催で、浦添工業高等学校の調理科２年生３１名が参加し、「知って防ごう食中毒」を話題とし、食品安全委員会事務局から情報提供いただいた後、「食中毒防止のフレーズを考える」を課題に生徒によるグループワーク、グループ発表、意見交換を行いました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R2	R3	R4	R5	R6		R6
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊤ 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	(回/年)	1	1	1	1	1	A	1

◎ 「食中毒防止のフレーズを考える」をテーマに
県立高校調理科の生徒さんとグループワークを開催！



第4期沖縄県食品の安全安心推進計画終期まとめ

沖縄県では、令和2年度から令和6年度までの5年間で「第4期沖縄県食品の安全安心推進計画」（以下、「第4期推進計画」という。）に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を実施してきました。

このたび、第4期推進計画の終期を迎えましたので、5年間の施策の実施状況等について次のとおり報告します。

1 推進計画の実施期間

令和2年度から令和6年度まで

2 推進計画の施策項目の実施状況

第4期推進計画では、施策目標Ⅰ「安全安心な食品の確保」で40項目、目標Ⅱ「食品に対する安心感の提供」で8項目、合計48の施策項目を設定し、取り組みました。さらに、施策を実施するうえで、可能な限り目標値を設定し、毎年度、実施状況を公表してきました。

令和2年度から令和6年度までの5年間の施策実施状況は次の表のとおりです。

令和2年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により施策の中止や規模縮小を余儀なくされ、特に施策2「製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保」の講習会開催や巡回指導を行う施策項目において、数値目標が達成できない項目が多くみられる状況でしたが、推進計画最終年度の令和6年度には、目標値を設定した施策の約9割で達成度が100%以上となりました。

施 策	目標値が設定されている 施策項目数	実施状況(項目数)内訳									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		A区分※の 施策数	%	A区分※の 施策数	%	A区分※の 施策数	%	A区分※の 施策数	%	A区分※の 施策数	%
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	15	10	66.7	10	66.7	11	73.3	14	93.3	13	86.7
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	15	4	26.7	7	46.7	9	60.0	13	86.7	15	100.0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	5	3	60.0	4	80.0	3	60.0	5	100.0	5	100.0
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	3	75.0	3	75.0	2	50.0	4	100.0	4	100.0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計	40	21	52.5	25	62.5	26	65.0	37	92.5	38	95.0

※A区分：目標値に対して100%以上実施

3 まとめ

第4期推進計画期間中は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い入院措置・勧告や外出自粛といった措置がとられる中、フードデリバリーサービスの需要が高まるなど食料消費の動向に大きな変化がもたらされました。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少したものの依然として発生している食中毒や紅麹関連製品による健康被害の発生など、食品の安全性や信頼性を損なう事件・事故が大なり小なり発生しており、安全で安心な食品の確保に向けた取り組みは引き続き強く求められています（22ページ 参考資料 表1）。

第4期推進計画の各施策項目については、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行し日常を取り戻し始めた令和5年度から、概ね計画どおり実施されました。しかしながら、観光需要の回復に比例して外食産業が活気づくようになった今、観光客への食物アレルギーや食中毒の周知など食品に対する様々な課題もみえてきました。

このような状況も踏まえて、令和7年度から開始する「第5期推進計画」では新たな施策（22ページ 参考資料 表2）も盛り込みました。各施策を着実に実施し、食品の安全性の確保と安心感の定着に取り組んでまいります。

(参考資料 第5期推進計画から抜粋)

表1 食品の安全性に関する主な出来事

年月(時期)	概 要
平成20年 1月	中国産冷凍餃子による薬物中毒事案の発生
平成20年 9月	非食用米穀の不正流通・転用問題
平成21年 2月	沖縄県食品の安全安心推進計画(第1期)策定
平成22年 4月	口蹄疫の発生※ ¹
平成23年 3月	東日本大震災による福島原発事故による放射性物質の拡散
4月	焼肉店での腸管出血性大腸菌O111集団食中毒の発生
10月	生食用牛食肉の規格基準設定
平成24年 1月	沖縄県食品の安全安心推進計画(第2期)策定
4月	食品中の放射性物質の基準値を設定
7月	牛肝臓の規格基準が設定され、生食用としての販売を禁止
8月	浅漬けを原因とする腸管出血性大腸菌O157食中毒の発生
平成25年 2月	BSE対策の見直しによる月齢基準等の改正
6月	食品表示法の制定・公布
10月	ホテルなどでのメニューにおける原材料の虚偽表示問題
12月	冷凍食品への農薬(マラチオン)の混入
平成26年 1月	給食用食パンによるノロウィルスの食中毒事件
7月	中国の食品加工業者による加工食品への使用期限切れ鶏肉使用問題
7月	冷やしキュウリによる腸管出血性大腸菌O157集団食中毒の発生
平成27年 4月	食品表示法の施行
6月	豚肉の規格基準が設定され、生食用としての販売を禁止
平成28年 1月	廃棄用食品の不正転売事案の発生
4・5月	鶏たたき寿司を原因とするカンピロバクター集団食中毒の発生
6月	TSE対策見直しによる健康山羊のTSE検査の廃止
平成29年 2月	刻みのりを原因とするノロウィルス広域食中毒の発生
4月	BSE対策の見直しによる健康牛のBSE検査廃止
8月	そうざいを原因とする腸管出血性大腸菌O157広域食中毒の発生
平成30年 6月	食品衛生法の改正
9月	26年ぶりに国内で豚熱(CSF)の発生
令和元年 4月	改正食品衛生法 1次施行(広域食中毒の対策強化)
令和2年 1月	33年ぶりに沖縄県内での豚熱(CSF)の発生※ ²
3月	新型コロナウイルス感染症が世界的に流行
6月	改正食品衛生法 2次施行(原則全ての事業者へHACCP義務化)
令和3年 6月	改正食品衛生法 3次施行(営業許可制度の見直し、リコール情報報告等)
令和4年 9月	レアステーキによる腸管出血性大腸菌O157食中毒死亡事例の発生
12月	沖縄県内で初めて高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生※ ³
令和5年 5月	新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行
令和6年 3月	紅麹関連製品による健康被害発生

表2 第5期推進計画 新規施策

新規施策	目標値
17 鳥インフルエンザ発生予防体制の強化における確認指導(件/年)。 令和4年12月に県内初の高病原性鳥インフルエンザ発生が確認されたことを受け、飼養衛生管理基準の徹底遵守と指導を強化し、再発防止を図るため、家きん飼養生産農家へ予防体制の強化のため確認指導を行います。	50件/年
18 家畜人工授精所の立入検査(件/年)。 和牛血統不一致の再発防止を図るため、家畜人工授精所の立入検査を行います。	40件/年
38 シガテラ対策に係る調査研究(%/年)。 県外では稀であるシガテラによる食中毒は、県内では毎年発生し、食中毒発生件数の上位であるため、流通している魚類のシガトキシン含有量調査、シガテラの認知度調査等を行い効果的な対策を図ります。	100%/年
50 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信。 県内観光客へ食材等のアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信	随 時
51 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質、食中毒等の周知、情報発信。 在住外国人へ食品に関するアレルギー物質食中毒等の周知、情報発信	随 時

令和7年度 沖縄県食品の安全安心推進本部関連会議予定表

会 議 等	日 程(予定)	内 容 等
第1回 担当者会議	日時：令和7年4月30日（水） 八汐荘（3階 小会議室） 10時～11時	幹事課（15課）の担当者による会議 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和6年度実施状況報告及び第4期のまとめ 他
第1回 幹事会議	日時：令和7年5月29日（木） 八汐荘（4階 中会議室） 14時～15時30分	幹事長 保健医療介護部保健衛生統括監 副幹事長 薬務生活衛生課長 幹事 関係14課長 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和6年度実施状況報告及び第4期のまとめ 他
第1回 推進本部会議	日時：令和7年6月5日（木） 県庁6階 第1特別会議室 14時～15時	本部長 副知事 副本部長 保健医療介護部長 本部員 生活福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 文化観光スポーツ部長 教育長 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和6年度実施状況報告及び第4期のまとめ 他
第1回 沖縄県食品の 安全安心懇話会	日時：令和7年6月10日（火） 県庁6階 第1特別会議室 14時～16時	・懇話会の開催は、保健医療介護部長が招集する ・構成員の中から、保健医療介護部長が座長を指名して、座長により議事進行を行う ・推進計画に基づく毎年度の実施状況報告を行う （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の 令和6年度実施状況報告及び第4期のまとめ 他

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年 8 月29日訓令第40号

沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食品の安全安心」という。）の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療介護部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療介護部薬務生活衛生課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年 8 月29日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第 4 号）
この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月 9 日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）
この訓令は、平成23年12月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第 7 号）
この訓令は、平成25年 9 月24日から施行する。

附 則（平成26年 4 月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第 9 号）
この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第 6 号）
この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第 7 号）
この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第 3 号）
この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第10号）
この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年10月 4 日訓令第35号・教育委員会教育長訓令第11号）
この訓令は、令和 6 年10月 4 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

生活福祉部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
教育長

別表第 2（第 6 条関係）

生活福祉部生活安全安心課長
保健医療介護部健康長寿課長
農林水産部農林水産総務課長
農林水産部流通・加工推進課長
農林水産部営農支援課長
農林水産部園芸振興課長
農林水産部糖業農産課長
農林水産部畜産課長
農林水産部森林管理課長
農林水産部水産課長
商工労働部グローバルマーケット戦略課長
文化観光スポーツ部観光振興課長
文化観光スポーツ部交流推進課長
教育庁保健体育課長

沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関すること
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関すること
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関すること

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に関係する団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成16年8月30日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。